

戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金について

～募集要領～

平成18年2月
中小企業庁商業課

1. 事業目的

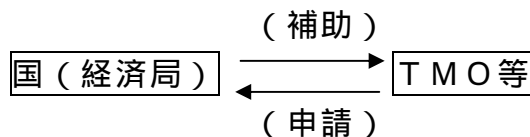
中心市街地活性化法が施行して7年が経過し、各地に400を超えるTMOが設立され、積極的な取組みが行われているが、いまだ成功事例と呼べる地域は数少ない。

中心市街地活性化において事業を成功に導くには、地域経済圏の産業、人口、交通等の動向、まちづくりプラン、都市計画等との整合性、中心市街地全般の総合的・長期的マネジメント、個別商業施設等の適切な整備・運営手法、など専門的知見を有機的に組み合わせた多層的マネジメント及び施策間連携を進めることが重要である。

そのため、専門家等による審査委員会を設置し、以上のような観点から、中心市街地活性化事業のコンセプトやそのターゲットを明確化し、戦略的に中心市街地活性化に向けた取り組みをすすめる地域を国が選定し、関係省庁と連携し直接的重点的に支援することとする。

これにより、中心市街地活性化に際して必要となる、市町村行政区域、中心市街地、商業施設といった各段階における多層的マネジメントを効果的に実施していく地域を成功事例として育成し、その手法を多くの地域に普及することにより、中心市街地活性化事業の更なる進展を図ることを目的とする。

2. 補助スキーム



〔補助率〕 国 2 / 3 事業者 1 / 3

〔補助額〕 上限：10億円

下限：2,000万円(事業費で3,000万円以上)

ソフト事業については下限：200万円(事業費で300万円以上)

〔補助対象事業者〕 TMO、商店街振興組合、事業協同組合等

〔応募〕 市町村経由による要望調書により募集

本事業の実施は、平成18年度当初予算の国会での成立が前提となりますのでご了承ください。

また、別途募集する「少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備費補助金」及び「少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業費補助金」との併願はできません。

3. 補助対象事業について

補助対象事業については、次のような 施設整備事業又は 活性化支援事業を、包括又は単独で実施し、中心市街地活性化効果が期待される事業とする。

なお、今回の募集は、平成18年4月から6月末までの間に事業が着手されるものを対象とし、7月以降に着手される事業については次回の募集とする。

(1) 施設整備事業(ハード事業)

中小小売商業高度化事業計画及び中小小売商業高度化事業計画に準ずる計画に基づき、テナントミックス店舗や教養文化施設、アーケード等の一般公衆利便施設を整備する事業。

【補助対象経費】

施設の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。)

中小小売商業高度化事業計画に準じた事業計画について

中心市街地活性化法第20条第1項における中小小売商業高度化事業計画に準ずる事業計画であって、経済産業局長が中小小売商業高度化に資するものとして特に認める計画に基づく事業(ただし、特定会社が事業を実施する場合であって、当該会社の出資者に個人(大企業者及び中小企業者でない者。以下同じ。)を含み、個人の出資者を中小企業者と見なすことで中心市街地活性化法施行令第9条第6項第1号イの要件を満たし、かつ、その他の要件を満たす場合のみに限る。

(2) 活性化支援事業(ソフト事業)

中小小売商業高度化事業構想に基づく事業であって(以下の を除く)、以下のいずれかに合致する事業を対象とする予定。

商店街等活性化支援

組合等又は特定非営利活動法人が行う、コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業

空き店舗活用支援

組合等、特定非営利活動法人又は社会福祉法人が商店街等の空き店舗等を活用して行う、チャレンジショップ事業等を実施する事業や、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業

人材育成・経営革新支援

組合等、特定非営利活動法人が講習、実習等を通じて行う、まちづくりを担う商店街の後継者や新規創業予定者等に対する人材育成、又は、中心市街地の活性化に資する既存店舗の経営革新の促進等を目的とする事業

外部人材活用等推進体制支援

認定構想推進事業者が行う、商業や中心市街地活性化に関する専門的知識を有し、中心市街地活性化事業を一体的に管理・運営できる外部人材を活用する等の事業

【補助対象経費】

委員会開催に係る経費

委員等謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、雑役務費

事業推進にかかる経費

通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、無体財産購入費、プロバイダ契約料、回線使用料、通信運搬費、広報費、備品費、機器等賃借料、消耗品費、雑役務費、専門家等謝金、専門家等旅費、委託費、上記に掲げるもののほか活性化支援事業遂行上必要と認められる経費、店舗等賃借料(空き店舗を賃借して事業を行う場合に限る。以下同じ。)、内装・設備・施工工事費、光熱水費

4. 審査委員会について

(1) 審査委員会の目的

後述する地域基準や事業基準に基づき、地域の持つポテンシャルや中心市街地活性化に向けた取り組みの状況、補助対象となる事業目的や期待される効果、実現性などを審査する。

(2) 事業者が用意する資料

平成18年度戦略的中心市街地中小商業等活性化事業要望概要

平成18年度戦略的中心市街地中小商業等活性化事業要望調書(地域基準)(別紙1)

平成18年度戦略的中心市街地中小商業等活性化事業要望調書(事業基準)

(別紙2 1、2-2)

(3) 補助要望調書提出について

補助要望調書提出に際しては、TMOと事業者の連名の申請とする。

また、市町村は、自らの取り組み及び基本計画における補助申請事業の位置づけ等を記載した中心市街地活性化事業状況説明書(別紙3)を提出すること。

(4) 事業者(及び市町村)の説明責任

事業者(及び市町村)は、要望調書において以下のような点について説明するものとする。

当該市町村における中心市街地活性化事業全体について説明。

基本計画における当該補助申請事業の位置づけ、その事業概要や主となるコンセプト、ターゲットについて説明。

については、「中心市街地活性化事業状況説明書(市町村)」において、市町村が記載・説明することとなる。

中小小売商業高度化事業の説明については、「施設整備」そのものに終始するものではなく、補助対象事業に限らずハード・ソフトの両面から、中長期的にどのような中心市街地を目指し、どのような事業を実施していくのかその全体像について説明。

上記 ～ を踏まえ、当該補助申請事業の事業目的や期待される効果について説明。

(5)審査基準について

地域基準

市町村が基本計画を定めており、以下のような観点から中心市街地・中小商業活性化のポテンシャルを有している地域に対し、重点的に支援を行う。

- a. 地域経済圏の産業、人口、交通等といった当該中心市街地を取り巻く環境の動向から、当該中心市街地が活性化する可能性を有していること。
- b. 基本計画と都市計画等の調和がとれており、郊外開発の抑制、中心市街地への都市機能の集約を図る等、当該市町村において中心市街地活性化に向けた取組が積極的に行われていること。
- c. 中心市街地全般について、市町村、TMO等が総合的・長期的なマネジメントの観点から、企画立案、推進体制の整備を図っており、その事業の必要性や効果を説明し得るものであること。
- d. 個別商業施設、各個店及びそれらの属する区域の整備・運営において特徴的な手法を取り入れており、また、専門家の活用や新たな関係者の参画等による実行体制が整備されていること。

事業基準

- a. 地域特性調査、競争構造調査、商業特性分析等により、中心市街地の衰退要因を十分に把握しており、当該補助申請事業がその課題への対策となっていること。
- b. TMOが、ショッピングセンターにおけるデベロッパーと同様に、商業マネジメントの観点からターゲットやコンセプトを明確化し、商業集積全体を統一的に運営するものとなっており、当該補助申請事業がそうした取り組みの一環となっていること。
- c. 以下のような観点から、実効性のある事業となっていること。
 - ・実効性 = 綿密な調査に基づき、具体的かつ達成可能な目標を設定しているか。また、目標達成に資する事業であるか。
 - ・波及性 = 当該事業効果が周辺商業集積へ波及する事業となっているか。十分な投資効果が見込まれる事業であるか。
 - ・事業収支性 = 事業に際しての資金計画は潤沢であるか。また、当該補助申請事業を実施することにより他事業に影響を与えることのないよう、確実な資金計画を設定しているか。